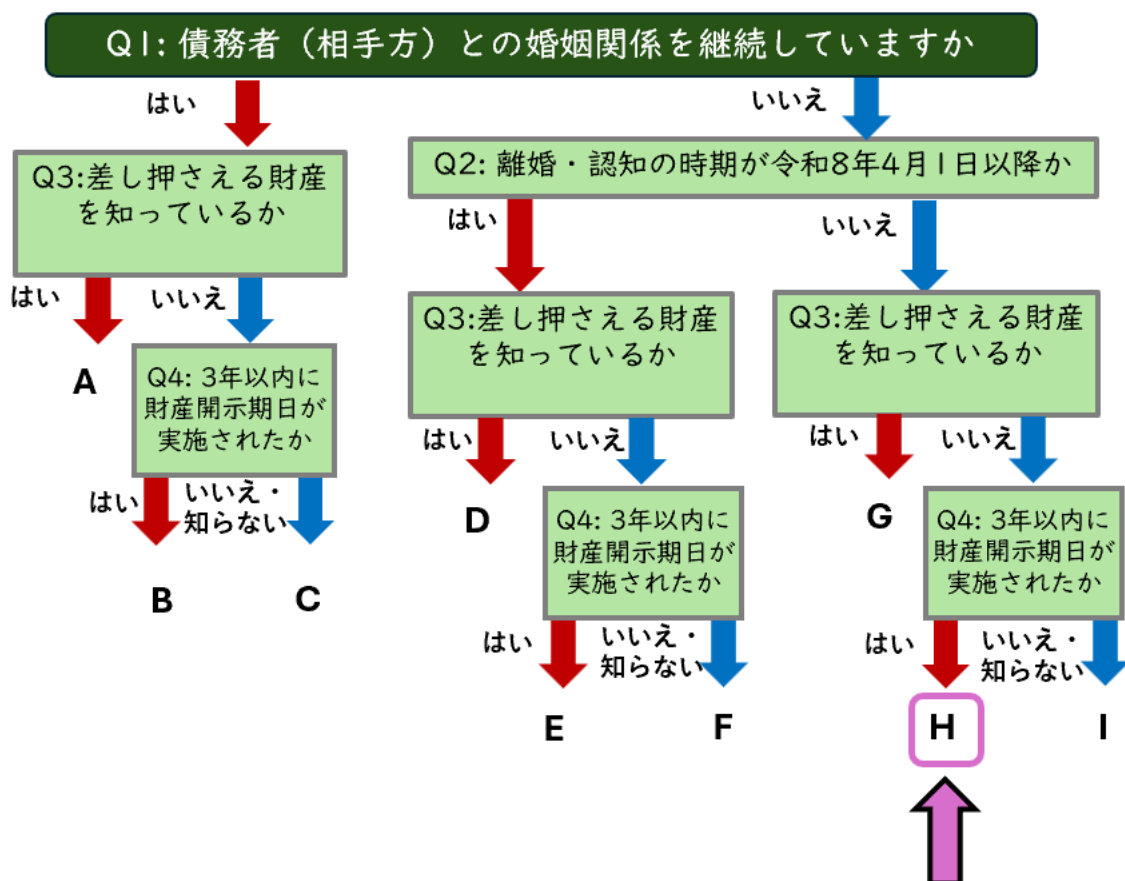


このページは、以下の手続選択フロー図1において「H」の方向けの説明になります。
 このフロー図の確認が未了の方は、こちらの[債権執行等（養育費等に基づく差押え）](#)
 ページに戻って、ご自身の適切なページをフロー図で確認してください。



目次

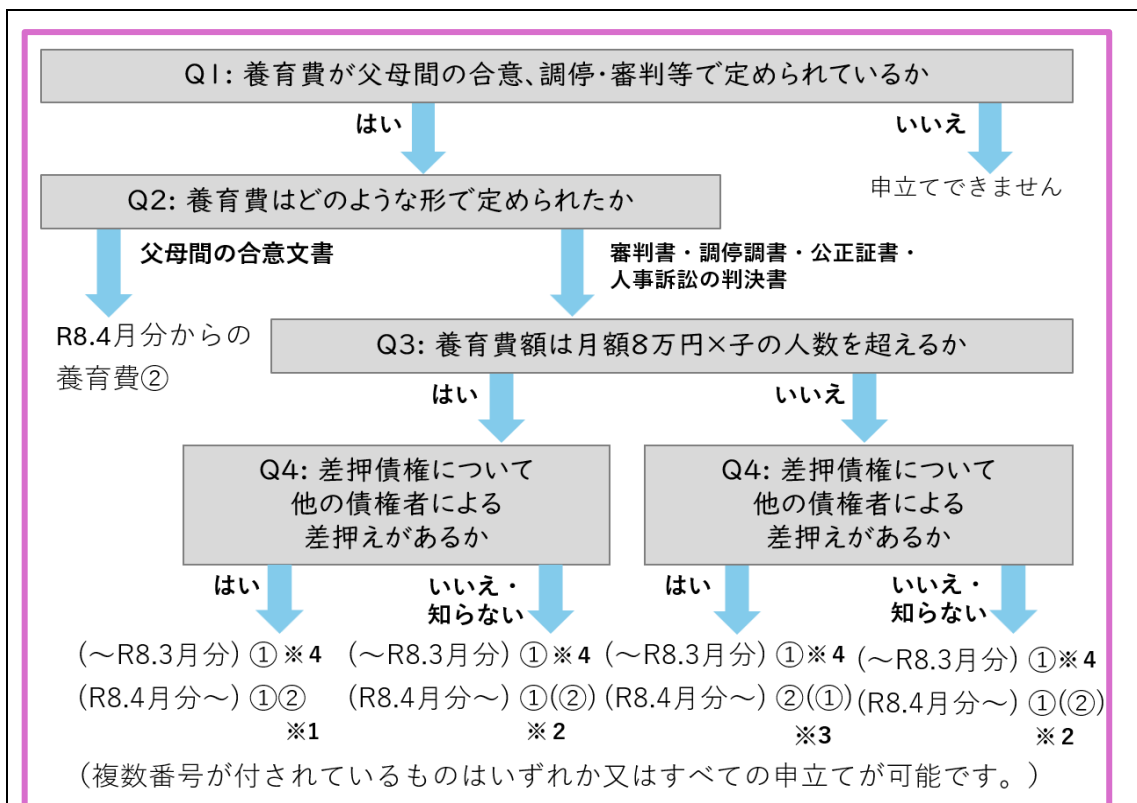
手続案内フロー図（令和8年3月31日以前に離婚された方）（Hの方向け）	2
概要	6
①債務名義に基づく強制執行（ワンストップ執行手続）	9
②形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）	13

手続案内フロー図2（令和8年3月31日以前に離婚された方）（Hの方向け）

この手続選択フロー図2は、令和8年3月31日以前に離婚された方のうち、Hに該当する方が、養育費を回収するために利用できる差押えの手続の種類を整理したものです。

図の上から順に、該当する矢印をたどってください。

最終的に表示される番号（①又は②、①②）が、利用できる申立ての種類を示しています。



① 債務名義に基づく強制執行（ワンストップ執行手続）

② 形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）

※1 調停・審判等で定められた養育費額のうち、他の債権者に優先して金銭を回収したい場合、②を選択する。ただし、②には上限額があるため、②の請求可能な額の上限を超える額を請求したい場合、①②をあわせて行うことが必要（この場合2件分の申立手数料の納付が必要。）。

・②を選択しない場合、①で養育費全額の請求をすることも可能。

※2 調停・審判等で定められた養育費全額を請求したい場合は、①を選択する必要がある（②の請求額は上限あり）。

・他の債権者に優先して金銭を回収したい場合、②を選択する。ただし、②には上限額があるため、②の請求可能な額の上限を超える額を請求したい場合、①②をあわせて行うことが必要（この場合2件分の申立手数料の納付が

必要。)

※3 令和8年4月分からの養育費について、①又は②で請求可能。

・他の債権者に優先して金銭を回収したい場合、②を選択する。ただし、②には上限額があるため、②の請求可能な額の上限を超える額を請求したい場合、①②をあわせて行うことが必要（この場合2件分の申立手数料の納付が必要。)

※4 令和8年3月分までの養育費は①のみで請求可能。ただし、①は他の債権者に優先して金銭を回収することができない。

・①及び②を選択した場合、2件分の申立手数料の納付が必要。

■ 手続選択フロー図2（令和8年3月31日以前に離婚された方）における確認内容等

1 養育費が父母間の文書による合意、調停・審判等で定められているか（Q1）

まず、養育費が文書によって定められているかを確認します。

養育費が文書で定められていない場合には、差押えの申立てをすることはできません。

2 養育費はどのような形で定められたか（Q2）

養育費を定めた文書の種類を確認します。

具体的には、養育費が、

(1) 調停調書、審判書、判決書又は公正証書等の債務名義に基づくものか、

(2) 父母間の合意文書に基づくものか

を確認します。

債務名義に基づく強制執行は「債務名義」を持っている方が申し立てることができる手続となるため、養育費が定められた文書の種類により選択できる申立てが異なります。

3 養育費額は月額8万円×子の人数を超えるか (Q3)

養育費の額が「月額8万円 × 子の人数」を超えるかどうかを確認します。

これは、形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）(②) の上限額が「月額8万円 × 子の人数」であるためです。「月額8万円 × 子の人数」を超える部分は、形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）(②) を申し立てることはできません。

債務名義を持っている場合には、「月額8万円 × 子の人数」を超える部分又は全額について、債務名義に基づく強制執行（ワンストップ執行手続）(①) を申し立てることになります。

4 差押債権について他の債権者による差押えがあるか (Q4)

給与などの差押えについて、既に他の債権者による差押えがあるかどうかを確認します。

これにより、優先して回収できる形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）(②) の手続を選択するかどうかが変わります。

5 請求する養育費の時期（手続選択フロー図2の結果部分）

最後に手続選択フロー図2では、

- ・ 令和8年3月分までの養育費
- ・ 令和8年4月分以降の養育費

を区別して整理しています。

令和8年3月分までの養育費については、形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）(②)を申し立てることができません。そのため、令和8年3月分までの養育費と令和8年4月分以降の養育費とでは、選択できる手続が異なります。

[目次に戻る](#)

概要

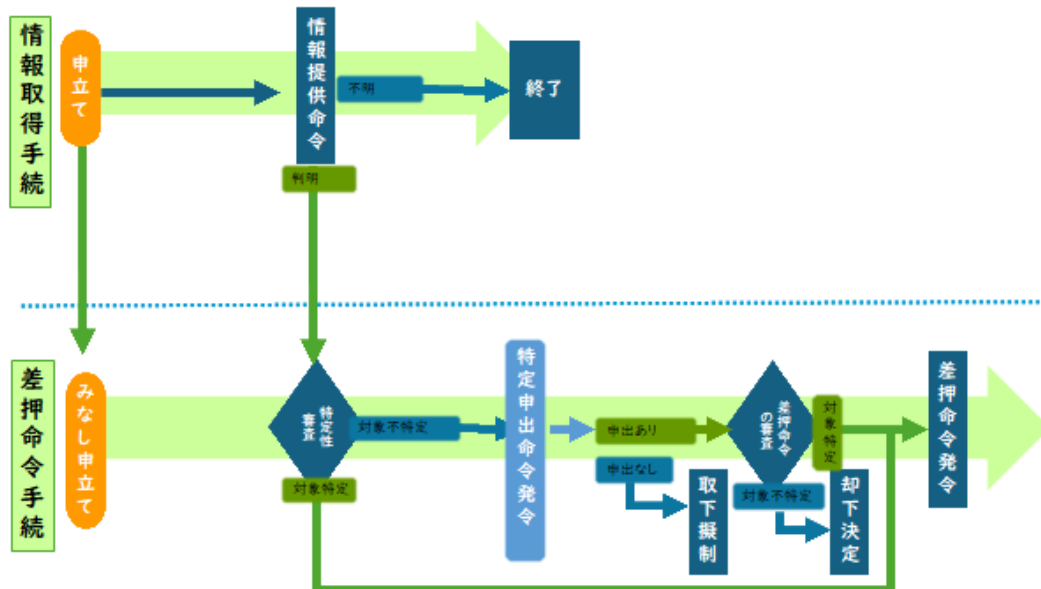
■ 養育費等のワンストップ執行手続（第三者からの情報取得）

養育費等のワンストップ執行手続（第三者からの情報取得）とは、養育費又は婚姻費用分担金（以下「養育費等」という。）の扶養義務等に係る定期金債権に基づいて、給与債権に係る第三者からの情報取得手続の申立てをした場合に、その申立てと同時に債務者が開示した給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなされる手続です。

なお、養育費等のワンストップ執行手続（第三者からの情報取得手続）は、債務者に対し3年以内に財産開示期日が実施されたことが要件となります。

給与債権に対する差押命令の申立てを同時に行わず、給与債権に係る第三者からの情報取得手続の申立てをしたい場合は、[情報取得のページ](#)をご覧ください。

養育費等のワンストップ執行手続の概要（第三者からの情報取得手続編）



■ 差押えの手続の種類

ワンストップ執行手続において、同時に申し立てたとみなされる養育費に基づく差押えの手続には、以下の①及び②があります。

① 債務名義に基づく強制執行

調停調書や公正証書などで取り決めた養育費が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手続です。取り決めた養育費の全額の差押えの申立てをすることができます。

② 形成養育費に基づく担保権実行

父母の間での合意、調停調書や公正証書などで取り決めた養育費(形成養育費)が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手続です。この差押えは、法務省令で定められた額（月額8万円に子の数を乗じ

た額) を上限として先取特権が付与され、一般債権者に優先して回収することができます。

なお、令和8年4月1日以降に発生した養育費に限って差押えの申立てをすることができます。

■ 手続に関する主な用語説明

○債務名義

強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことです。強制執行を行うには、この債務名義が必要です。

債務名義の例としては、以下のものがあります。

- a. 確定判決
- b. 仮執行宣言付判決
- c. 仮執行宣言付支払督促
- d. 和解調書、民事調停調書
- e. 家事調停調書、家事審判書
- f. 公正証書

○形成養育費

父母間での協議や裁判所の手続で決められた養育費のことです。

○養育費に基づく担保権実行

法律によって特に優先的な弁済が認められている債権である養育費について、その優先権に基づき回収を図る手続をいいます。債務者が支払をしないときには、債務者の財産から、他の一般の債権者に優先して弁済を受けることができる手続です。

①債務名義に基づく強制執行（ワンストップ執行手続）

■ 申立先

原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

申立先の裁判所を調べたい場合は、[「申立書提出先一覧（地方裁判所）」](#)をご覧ください。

■ 申立てに必要な費用

手数料 給与債権に係る第三者からの情報取得事件（原則として1000円）、差押命令事件（原則として4000円）及び郵便料

※郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の裁判所で必要な郵便料については、[「各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧」](#)をご確認ください。

なお、本件手続は「地方裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「地方裁判所」ボタンをクリックしてください。

※差押命令事件の手数料は、差し押さえるべき債権を特定することができたときに納付する必要があるため、申立て時には納付を要しません。

※債務名義に基づく強制執行の申立てと担保権に基づく担保権実行の申立てを同時にした場合、情報取得事件の手数料は1000円、差押命令事件の手数料は8000円となります

■ 申立てに必要な書類

1 申立書（申立書頭書、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録）

本項目末の書式のダウンロード「[「債権執行手続（養育費等に基づく差押え）」](#)で使う書式」から書式をダウンロードして作成してください。

2 執行力のある債務名義

執行文が必要なものについては執行文（「債権者〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができる。」等と書かれた裁判所書記官又は公証人作成の書類）が付いているかどうかを確認してください（通常は最終ページにあります。）。債務名義正本や確定証明書の発行、執行文の付与は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場で行いますので、申請書の書式や必

要書類についてご不明な点は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場にご確認ください。債務名義の例とそれぞれについての執行文の要否は、以下のとおりです。

(1) 家事調停調書正本

執行文は不要です。ただし、養育費や婚姻費用の分担金だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、執行文が必要になります。

(2) 家事審判書正本

執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。

(3) 公正証書正本

執行文が必要です。執行文の種類などの詳細は公正証書を作成した公証役場にお問い合わせください。

(4) その他（判決正本、和解調書正本）

執行文が必要です。

3 送達証明書

債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されたことの証明書です。この証明書がないと強制執行ができません。この証明書は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場で発行します。

4 証拠書類

(1) 民事執行法 197 条 1 項 1 号又は 2 項 1 号の要件を証明する文書（1 号申立ての場合）

配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写しなど

(2) 民事執行法 197 条 1 項 2 号又は 2 項 2 号の要件を疎明する文書（2 号申立ての場合）

財産調査結果報告書及び添付資料

※各要件と証拠書類については[Q&A](#)をご覧ください。

5 財産開示期日が実施されたことの証明書

債務者に対し 3 年以内に財産開示期日が実施されたことが要件となりますので、財産開示期日を実施した裁判所に申請の上、提出してください。

6 債務者の住民票の写し（申立日から 3 か月以内に発行されたもの）

7 当事者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

債権者又は債務者の住所・氏名が債務名義上の住所・氏名と異なっている場合（転居、婚姻による改姓の場合等）は、債務名義上の住所・氏名から現在の住所・氏名までの経過（つながり）を明らかにするための公文書（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等。現在の住所・氏名について証明するための公文書は、

申立日から3か月以内に発行されたもの)が必要です。住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときは、申立先の裁判所にあらかじめお問い合わせください。

■ 手続の流れ

1 申立てが認容された場合

(1) 申立書と添付書類から要件が満たされていると判断された場合、情報提供命令が発令されます。

(2) 債務者及び申立人に対して、情報提供命令正本が送付されます。債務者は1週間以内に執行抗告をすることができます。

(3) 情報提供命令が確定すると、第三者(市区町村)に対し、情報提供命令正本が送付されます。

2 申立てが却下された場合

申立書と添付書類から要件が満たされていないと判断された場合、申立ては却下され、申立人に却下決定正本が送付されます。

3 第三者からの情報提供

情報提供命令正本の送付を受けた第三者は、執行裁判所に対し、債務者の財産情報(給与債権)を書面で提供します。

提出期限の定めはありませんが、基本的には、2週間程度が一つの目安となります。ただし、第三者の状況等によっては、回答に時間を要する場合があります。

4 申立人に対する情報提供書の写しの送付等

第三者が作成した情報提供書の写しは、執行裁判所を経由するか、又は第三者から直接、申立人に送付されます。

5 債務者に対する情報提供がされた旨の通知

第三者から執行裁判所に情報提供書が届くと、執行裁判所は、債務者に対し、情報提供命令に基づいて財産情報が提供されたとの通知をします。

通知書は、第三者から(第三者が2人以上いる場合は、最後の)情報提供書が提出された後で、事件ごとに1回送付します。通知書には、情報提供命令の写しが同封されます。

6 差押命令の審査について

情報提供命令で提供された債権から、差し押さえるべき債権を特定できない場合、裁判所は、債権者に対し、特定に必要な事項の申出をすべきことを命ずる申出命令を発します。債権者が必要な事項の申出を行い、差し押さえるべき

債権を特定できた場合は、次の差押命令に進みますが、必要な事項の申出がされない場合、差押命令事件の申立てを取下げたものとみなされます。

7 差押命令

裁判所が差押命令を発し、債務者と第三債務者（給与債権の場合は、債務者に給与を支払う雇用主を指します。）に送達します。

8 差押え

差押命令が第三債務者に送達されると、差押えの効力が生じます。差押えの範囲は給与差押えの場合、債務者の給与から税金等を除いた手取額の2分の1（月給から税金等を除いた手取額で66万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

※給与差押えの場合には、養育費等債権者は貸金等の一般債権者に比べ、差押えの範囲が広がっており、一般債権（解決金、慰謝料等）の差押えの場合には、債務者の給与から税金等を除いた手取額の4分の1（月給から税金等を除いた手取額で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

9 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。第三債務者から支払を受けたときには、取立（完了）届を作成して、直ちにその旨を裁判所に届け出てください。

ただし、第三債務者が差押えの効力が生じた金銭を供託（金銭などを法務局に提出する手続）した場合は、裁判所が配当等を行うので、直接取り立てることはできません。その場合は、裁判所から配当等の手続の案内を行います。

■ お知らせ

以下の裁判所は、この手続について個別にご案内する事項があります。

詳しくは各裁判所のサイトをご確認ください。

[東京](#) [横浜](#) [大阪](#)

■ 書式のダウンロード

申立てに必要な書式及びその他この手続に関連する書式のダウンロード

[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式（一括）](#)

■ 債権執行手続の Q&A

その他の手続に関するご案内については Q&A をご覧ください。

[債権執行手続に関する Q&A 一覧へ](#)

[目次に戻る](#)

②形成養育費に基づく担保権実行（ワンストップ執行手続）

■ 申立先

原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

申立先の裁判所を調べたい場合は、[「申立書提出先一覧（地方裁判所）」](#)をご覧ください。

■ 申立てに必要な費用

手数料 給与債権に係る第三者からの情報取得事件（原則として1000円）、差押命令事件（原則として4000円）及び郵便料

※郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の裁判所で必要な郵便料については、[「各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧」](#)をご確認ください。

なお、本件手続は「地方裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「地方裁判所」ボタンをクリックしてください。

※差押命令事件の手数料は、差し押さえるべき債権を特定することができたときに納付する必要があり、申立て時には納付を要しません。

※債務名義に基づく強制執行申立てと担保権に基づく担保権実行申立てを同時にした場合、情報取得事件の手数料は1000円、差押命令事件の手数料は8000円となります。

■ 申立てに必要な書類

- 1 申立書（申立書頭書、当事者目録、担保権・被担保債権・請求債権目録、

差押債権目録)

本項目末の書式のダウンロード「[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式](#)」から書式をダウンロードして作成してください。

2 一般の先取特権の存在を証する文書

形成養育費等に基づく担保権実行の申立てをするためには、担保権を証する文書が必要です。担保権を証する文書としては、以下の（１）～（５）の文書（いずれか）が考えられます。

証明書等の発行等は、文書を作成した家庭裁判所や公証役場で行いますので、申請書の様式や必要書類についてご不明な点は、家庭裁判所や公証役場にお尋ねください。

（１） 家事調停調書正本又は謄本

養育費や婚姻費用だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、債務名義に基づく強制執行申立ても必要になります。

（２） 家事審判書正本又は謄本

執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。

※執行文：「債権者〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができる。」等と書かれた裁判所書記官又は公証人作成の書類

（３） 公正証書正本又は謄本

養育費や婚姻費用だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、債務名義に基づく申立て強制執行も必要になります。

（４） その他（判決正本、和解調書正本。いずれも謄本可）

判決の場合には、確定証明書が必要です。

（５） 父母の間の合意書面

合意書面を「担保権を証する文書」として提出してください。その際に裁判所から当該文書が作成者とされる者の意思に基づいて作成されたことを証明する資料の追加を求める場合があります。

3 証拠書類（すべての申立てに共通）

（１）民事執行法 197 条 1 項 1 号又は 2 項 1 号の要件を証明する文書（1 号申立ての場合）

配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写しなど

（２）民事執行法 197 条 1 項 2 号又は 2 項 2 号の要件を疎明する文書（2 号申立ての場合）

財産調査結果報告書及び添付資料

※各要件と証拠書類については[Q&A](#)をご覧ください。

4 財産開示期日が実施されたことの証明書

債務者に対し3年以内に財産開示期日が実施されたことが要件となりますので、財産開示期日を実施した裁判所に申請の上、提出してください。

5 債務者の住民票の写し（申立日から3か月以内に発行されたもの）

6 当事者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

債権者又は債務者の住所・氏名が、担保権を証する文書上の住所・氏名と異なっている場合（転居、婚姻による改姓の場合等）は、担保権を証する文書を作成した時点の住所・氏名から現在の住所・氏名までの経過（つながり）を明らかにするための公文書（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等。現在の住所・氏名について証明するための公文書は、申立日から3か月以内に発行されたもの）が必要です。住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときは、申立先の裁判所にあらかじめお問い合わせください。

■ 手続の流れ

1 申立てが認容された場合

（1）申立書と添付書類から要件が満たされていると判断された場合、情報提供命令が発令されます。

（2）債務者及び申立人に対して、情報提供命令正本が送付されます。債務者は1週間以内に執行抗告をすることができます。

（3）情報提供命令が確定すると、第三者（市区町村）に対し、情報提供命令正本が送付されます。

2 申立てが却下された場合

申立書と添付書類から要件が満たされていないと判断された場合、申立ては却下され、申立人に却下決定正本が送付されます。

3 第三者からの情報提供

情報提供命令正本の送付を受けた第三者は、執行裁判所に対し、債務者の財産情報（給与債権）を書面で提供します。

提出期限の定めはありませんが、基本的には、2週間程度が一つの目安となります。ただし、第三者の状況等によっては、回答に時間を要する場合があります。

4 申立人に対する情報提供書の写しの送付等

第三者が作成した情報提供書の写しは、執行裁判所を経由するか、又は第三者から直接、申立人に送付されます。

5 債務者に対する情報提供がされた旨の通知

第三者から執行裁判所に情報提供書が届くと、執行裁判所は、債務者に対し、情報提供命令に基づいて財産情報が提供されたとの通知をします。

通知書は、第三者から（第三者が2人以上いる場合は、最後の）情報提供書が提出された後で、事件ごとに1回送付します。通知書には、情報提供命令の写しが同封されます。

6 差押命令の審査について

情報提供命令で提供された債権から、差し押さえるべき債権を特定できない場合、裁判所は、債権者に対し、特定に必要な事項の申出をすべきことを命ずる申出命令を發します。債権者が必要な事項の申出を行い、差し押さえるべき債権を特定できた場合は、次の差押命令に進みますが、必要な事項の申出がされない場合、差押命令事件の申立てを取下げたものとみなされます。

7 差押命令

裁判所が差押命令を發し、債務者と第三債務者（給与債権の場合は、債務者に給与を支払う雇用主を指します。）に送達します。

8 差押え

差押命令が第三債務者に送達されると、差押えの効力が生じます。差押えの範囲は給与差押えの場合、債務者の給与から税金等を除いた手取額の2分の1（月給から税金等を除いた手取額で66万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

※給与差押えの場合には、養育費等債権者は貸金等の一般債権者に比べ、差押えの範囲が広がっており、一般債権（解決金、慰謝料等）の差押えの場合には、債務者の給与から税金等を除いた手取額の4分の1（月給から税金等を除いた手取額で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

9 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。

第三債務者から支払を受けたときには、取立（完了）届を作成して、直ちにその旨を裁判所に届け出てください。

ただし、第三債務者が差押えの効力が生じた金銭を供託（金銭などを法務局に提出する手続）した場合は、裁判所が配当等を行うので、直接取り立てることはできません。その場合は、裁判所から配当等の手続の案内を行います。

■ お知らせ

以下の裁判所は、この手続について個別にご案内する事項があります。
詳しくは各裁判所のサイトをご確認ください。

[東京](#) [横浜](#) [大阪](#)

■ 書式のダウンロード

申立てに必要な書式及びその他この手続に関連する書式のダウンロード
[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式（一括）](#)

■ 債権執行手続の Q&A

[債権執行手続に関する Q&A 一覧へ](#)

[目次に戻る](#)